

第6章 その他の手続

1. 補正の手続（特許庁長官の補正指令に対する手続）

（1）特許法第184条の5第2項の規定により補正指令の対象となる場合

特許庁長官は、下記に記載の各号に該当する場合は、出願人に対して期間を指定して手続の補正を行うよう求めます。

① 国内書面が国内書面提出期間内に提出されていない場合

ただし、外国語特許出願については、同期間内に翻訳文が提出されていて、国内書面の提出がない場合のみ（翻訳文が期間内に未提出の場合は、当該国際出願は取り下げられたものとみなされますので、補正指令対象になりません。）。

② 国内書面の提出手続が特許法第7条第1項から第3項まで又は特許法第9条の規定に違反している場合

a 特許法第7条〔未成年者、成年被後見人等の手続をする能力〕

第1項 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ手続をすることができません。

第2項 被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければなりません。

第3項 法定代理人が手続をするには、後見監督人があるときはその同意を得なければなりません。

b 特許法第9条〔代理権の範囲〕

③ 国内書面の提出手続が方式に違反している場合（特施38の5）

a 特許法第184条の5第1項に規定する事項が記載されていない場合

b 国内書面が特許法施行規則様式第53により作成されていない場合

④ 要約の翻訳文が国内書面提出期間（ただし国内書面の提出期間の満了前2月から満了の日までの間に国内書面を提出したものについては翻訳文提出特例期間）内に提出されていない場合

⑤ 手数料が国内書面提出期間内に納付されていない場合

（2）特許法第17条第3項第2号により補正指令の対象となる場合

特許庁長官は、手続が特許法又は特許法に基づく命令で定められた方式に違反している場合は、出願人に対して期間を指定して手続の補正を行うよう求めることができます。

《補正指令の対象となる例》

① 条約第19条及び第34条に基づく補正書の翻訳文の提出書が特許法施行規則様式52及び様式第54により作成されていない場合

② 特定承継による出願人名義変更届に「特許を受ける権利の承継を証明する書面」の添付がない場合（特施5）

③ 代理人受任届に「代理権を証明する書面」の添付がない場合（特施4の3）

(3) 補正の期間

補正指令の日（発送日）から2月以内

(4) 手続補正書の様式

手続補正書は、特許法施行規則様式第13により作成します。 (特施11(1))

ただし、国内書面未提出による補正指令に対しては、国内書面による提出のみとなります。

(5) 補正がされなかった場合

① 上記(1)の場合、特許庁長官は、その国際特許出願を却下することになります。

(特184の5(3))

② 上記(2)の場合、特許庁長官は、その手続を却下することになります。

(特18(1))

(6) 不適法な手続

特許庁長官は、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下することになります。 (特18の2(1))

(手続補正書の記載例)

【書類名】	手続補正書
(【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 2 0 〇 〇 - 5 1 2 3 4 5
【補正をする者】	
【識別番号】	3 0 0 0 0 1 1 1 1
【氏名又は名称】	特許株式会社
【代理人】	
【識別番号】	1 0 0 0 0 1 2 3 4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【発送番号】	〇〇〇〇〇〇
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	国内書面
【補正対象項目名】	特許出願人
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【特許出願人】	
【識別番号】	3 0 0 0 0 1 1 1 1
【氏名又は名称】	特許株式会社
【手数料補正】	
【補正対象書類名】	国内書面
【予納台帳番号】	〇〇〇〇〇〇
【納付金額】	1 4 0 0 0

特許法施行規則第 1 1 条（様式 1 3）により作成してください。

2. 発明者の補正

(1) 発明者の追加・削除

国内書面と同時に行う場合、国内書面には発明者の表示を正しく記載し、下記の必要な書面を添付します。国内書面提出後に行う場合には、手続補正書で【発明者】の欄の補正をし、下記の書面を添付（提出）します。

《必要な書面》

- ① 発明者相互の宣誓書（追加、削除された者を含む全員のもの）又はその写し
- ② 変更（追加・削除）の理由を記載した書面（上申書に変更の理由を記載して提出するか、国内書面又は手続補正書に【その他】の欄を設け、変更（追加・削除）の理由を記載します。）

ただし、国際段階で既に手続がされていて、記録の変更通知（PCT／IB／306、以下「IB306」という。）又は国際公開の訂正版により、当該発明者の追加又は削除が確認できる場合には、上記書類の提出は不要です。

(2) 発明者の表示の誤記の訂正

国内書面と同時に行う場合、国内書面には発明者の表示を正しく記載し、誤記の理由を記載した上申書を同時に提出するか、又は国内書面に【その他】の欄を設け、誤記の理由を記載します。

国内書面提出後に行う場合には、手続補正書で【発明者】の欄の補正をし、誤記の理由を記載した上申書を同時に提出するか、又は手続補正書に【その他】の欄を設け、誤記の理由を記載します。

なお、誤記の訂正が発明者自体の変更のおそれがある場合（例えば、姓及び名を同時に訂正する場合等）には、宣誓書又はその写しの提出を求めることがあります。

ただし、IB306又は国際公開の訂正版により、当該発明者の誤記が訂正されている場合には、上申書の提出、【その他】の欄への記載及び宣誓書の提出は不要です。

(注) 【発明者】の欄を補正する場合は、補正後の当該欄に係る全ての者（補正を要しない者も含む。）を記載してください。

3. 出願人の表示の補正

国際出願時以前に氏名又は名称若しくは住所又は居所が変更されているにもかかわらず、変更前の氏名又は名称若しくは住所又は居所で国際出願をした場合と、国際出願時（国際公開）の氏名又は名称若しくは住所又は居所の表示に一部誤記がある場合は、出願人の補正が認められます。

また、国内書面の提出後に、IB306又は国際公開の訂正版が発行され、出願人の変

更（名義変更、氏名又は名称の変更若しくは住所又は居所の変更）があった場合で、国内書面に当該変更後の出願人が記載されていない場合も、出願人の補正が認められます。

ただし、I B 3 0 6 又は国際公開の訂正版がない状態で、出願人の名義変更、追加又は削除があった場合は、手続補正書によって出願人の変更はできず、出願人名義変更の手続が必要になります（参照：８．出願人名義変更の手続）。

国内書面の提出時に出願人の誤記等を把握している場合は、国内書面に【出願人の表示】を正しく記載し、誤記等の理由を記載した上申書を同時に提出するか、又は国内書面に【その他】の欄を設け、誤記等の理由を記載します。

国内書面提出後に補正する場合には、手続補正書で【特許出願人】の欄の補正をし、補正の理由を記載した上申書を同時に提出するか、又は手続補正書に【その他】の欄を設け、補正の理由を記載します。

（注）【特許出願人】の欄を補正する場合は、補正後の当該欄に係る全ての者（補正を要しない者も含む。）を記載してください。

４．補正の手続（国内移行後の請求の範囲、明細書及び図面の補正手続）

出願人は、指定官庁（選択官庁）において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられます。

（条２８（１）、条４１（１）、規５２．１、規７８．１）

（１）補正の特例

- ① 日本語特許出願については、国内書面を提出し、かつ、国内手数料を納付した後でなければ、国内段階の補正（特許法第１７条第１項本文の規定による手続の補正）をすることができません。
- ② 外国語特許出願については、翻訳文及び国内書面を提出し、かつ、国内手数料を納付した後であって国内処理基準時を経過した後でなければ、国内段階の補正（特許法第１７条第１項本文の規定による手続の補正）をすることができません。

（特１８４の１２）

（２）補正のできる期限

- ① 上記補正の特例により補正できる最初の日から特許査定謄本の送達まで（ただし、拒絶理由通知を受けた場合を除く。）。
- ② 拒絶理由通知を受けた場合においては、その指定された期間内。
- ③ 拒絶査定に対する審判を請求する場合においては、その審判請求と同時。

(3) 補正の単位

明細書を補正するときは、日本語特許出願であって国際出願の明細書中に段落番号が付されている場合、また外国語特許出願であって翻訳文の明細書中に段落番号が付されている場合に、段落番号単位で補正することができます。段落番号が付されていない場合は、段落番号単位で補正することができませんので、最初に補正するときに明細書の「全文」に段落番号を付して補正してください。その後、明細書を補正するときは、明細書の「全文」又は「【発明の名称】」、「段落番号【0000】」を単位として補正することができます。

特許請求の範囲を補正するときは、特許請求の範囲の「全文」又は各請求項（【請求項1】等）を単位として補正することができます。

図面を補正するときは、図面の「全図」又は図番号単位で補正することができます。

5. 要約書の補正

要約書については、出願日（優先権の主張を伴う場合には最先の優先日）から1年4月以内に限り、補正をすることができます。ただし、外国語特許出願のうち、国際公開（早期国際公開）されており、かつ国内書面提出期間内に出願審査の請求がされているものについては、優先日から1年4月以内であっても出願審査請求の翌日以降は要約書の補正をすることができません。

（特17の3、特施11の2の2）

(手続補正書の記載例)

【書類名】	手続補正書
(【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 2000-512345
【補正をする者】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
(【補正により増加する請求項の数】	〇) (注1)
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	特許請求の範囲
【補正対象項目名】	全文
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【書類名】	特許請求の範囲 (注2)
【請求項1】	
(略)	
【請求項〇】	
.....	
(【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	〇〇〇〇〇〇
【納付金額】	〇〇〇〇)

特許法施行規則第11条(様式13)により作成してください。

(注1) 【補正により増加する請求項の数】の欄は、出願審査の請求後に請求項の数を増加する補正をする場合のみ欄を設けて、増加する請求項の数を記載してください。

なお、請求項の数が当該補正により、既に納付している出願審査の請求料の請求項の数より増加する場合には、増加した請求項の数に応じて1請求項につき納付すべき審査請求料の納付が必要です。

(注2) 補正により記載を変更した個所に下線を引いてください(【〇〇〇〇】の欄名には、下線を付さないでください。)。

6. 誤訳訂正書の提出

国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲及び図面（図面の中の説明に限る。）について、誤訳の訂正を目的として補正することができます。

（特 1 7 の 2（2）、1 8 4 の 1 2（2））

なお、誤訳の訂正と一般補正を同時に行う場合には、手続補正の内容を誤訳訂正書に含めてなるべく 1 回の手続で行ってください（これとは逆に、誤訳の訂正を手続補正書に含めることはできません。）。

（1）提出できる時期の制限

外国語特許出願の翻訳文及び国内書面を提出し、かつ、国内手数料を納付した後であって、国内処理基準時を経過した後でなければ提出することができません。

（特 1 8 4 の 1 2）

（2）手数料

誤訳訂正書は、手数料として 1 9, 0 0 0 円が必要です。（手数料令 1（2）⑩）

なお、請求項の数が当該訂正により、既に納付している出願審査の請求料の請求項の数より増加する場合には、増加した請求項の数に応じて 1 請求項につき納付すべき審査請求料と、誤訳訂正書の手数料を合算した額の納付が必要です。

（3）誤訳訂正書の様式

誤訳訂正書は、特許法施行規則様式第 1 5 の 2 により作成します。

（特 1 8 4 の 1 2（2）、特施 1 1 の 2）

(誤訳訂正書の記載例)

【書類名】	誤訳訂正書		
(【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)		
【あて先】	特許庁長官	殿	
【事件の表示】			
【出願番号】	特願 2 0 〇 〇 - 5 1 2 3 4 5		
【特許出願人】			
【識別番号】	3 0 0 0 0 4 3 4 2		
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション		
【代理人】			
【識別番号】	1 0 0 0 0 1 2 3 4		
【弁理士】			
【氏名又は名称】	国際	太郎	
(【訂正により増加する請求項の数】	〇)	(注 1)	
【誤訳訂正 1】			
【訂正対象書類名】	明細書		
【訂正対象項目名】	0 0 0 3		
【訂正方法】	変更		
【訂正の内容】	(注 2)		
【0 0 0 3】			
.....			
【訂正の理由等】			
(訂正の理由)			
.....			
【手数料の表示】			
【予納台帳番号】	〇〇〇〇〇〇		
【納付金額】	1 9 0 0 0	(注 3)	
【提出物件の目録】			
【物件名】	訂正の理由の説明に必要な資料	1	

特許法施行規則第 1 1 条の 2 (様式 1 5 の 2) により作成してください。

(注 1) 【訂正により増加する請求項の数】の欄は、出願審査の請求後に請求項の数を増加する訂正をする場合のみ欄を設けて、増加する請求項の数を記載してください。

(注 2) 訂正により記載を変更した個所に下線を引いてください(【〇〇〇〇】の欄名には、下線を付さないでください。)。

(注 3) 請求項の数が当該訂正により、既に納付している出願審査の請求料の請求項の数より増加する場合には、増加した請求項の数に応じて 1 請求項につき納付すべき審査請求料と、誤訳訂正書の手数料を合算した額の納付が必要です。

7. 特許法第41条第1項に規定する優先権の主張（国内優先権）

特許協力条約第8条(2)(b)において、国際出願がいずれかの指定国についてされた国内出願に基づく優先権の主張を伴う場合又は一国のみの指定を含む国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該指定国における優先権の主張の条件及び効果は、当該指定国の国内法令の定めるところによる、と規定されています。

したがって、国際出願が国内出願を基礎として優先権の主張を伴う場合、当該優先権の主張は特許法第41条第1項に規定する優先権（以下「国内優先権」という。）の主張となります。

（1）国内優先権の成立要件

（特41(1)①～⑤）

- ① 国際出願時の出願人（国際段階で優先権主張を追加した出願人を含む）と優先権主張の基礎となる国内出願の出願人（住所・氏名（名称））が同一であること。
- ② 国内優先権を伴う国際出願が代理人による手続の場合は、特許法第41条第1項に関する特別授權が証明されていること。
- ③ 国際出願が基礎となる出願から1年以内になされていること。
- ④ 基礎となる出願が分割、変更等の出願でないこと。
- ⑤ 国際出願の際に、基礎となる出願が放棄、取下げ、却下されていないこと。または査定、審決が確定していないこと（実用新案の場合は設定の登録がされていないこと。）。

（2）先の出願の取下げ

- ① 上記（1）①から⑤までの条件を具備していれば国内優先権は成立し、基礎となる出願はその基礎出願の日から1年4月を経過した時に取り下げたものとみなされます。
（特42(1)）
- ② 上記（1）②の無効事由のみがある場合は、国内処理基準時以降に、応答する期間を付した「優先権主張に関する通知」を送付し、特許法第41条第1項に関する特別授權を証明する書面の提出を求め、当該書面が提出され無効事由が解消したときは国内優先権が成立し、基礎となる出願は取り下げたものとみなされます。また、当該書面の提出がないときは、国内優先権主張は無効となります。

（注）上記（1）①③④⑤の要件のいずれかに無効事由がある場合は、国内優先権の成立要件を満たさないため、「却下理由通知書」、追って「手続却下の処分」を送付することにより、国内優先権主張を無効とします。

8. 出願人名義変更の手続

国際事務局は、国際段階での出願人の権利の承継の届出が行われた場合は、特許協力条約に基づく規則92の2.1(a)の規定により出願人の名義等の表示の変更を記録し、実施細則第422号の規定により、I B 3 0 6を出願人（承継人）に送付します。指定（選択）官庁に対しては、国際公開の発行準備が完了した後に当該変更の記録がなされた場合に限り、その情報を送付します。

したがって、下記の（i）又は（ii）に該当する場合、新たに特許庁長官に出願人名義変更届を提出する必要はありません。この場合において、国内書面の出願人は、国際段階における変更後の出願人（承継人）となります。

（i） 国際公開に記録の変更が反映されているとき。

（ii） 国際事務局から名義等の表示の変更の通知（I B 3 0 6）があったとき。

（注）国際段階で名義変更の届出が行われた場合は、旧名義人での国内移行の手続は認められません。

なお、上記（i）、（ii）に該当しない場合で、国際出願の後、国内書面提出前に特許を受ける権利の承継があり国内書面を承継人が提出する場合（すなわち、特許協力条約に基づく規則92の2.1(a)の規定に基づく出願人の名義の変更を記録するために必要な手続がなされていなかった場合）は、国内書面と同時に出願人名義変更届及び証明書類（譲渡証書等）を提出します。

その際、国内書面に【その他】の欄を設け「国際段階で譲渡が行われたにもかかわらず、その手続がされない状態で国内書面と同時に手続するものである。」旨を記載します。

国内書面と同時に出願人名義変更届を提出せずに、承継人により国内書面を提出した場合は、特許庁長官は「国内書面の出願人が国際出願時の出願人と相違する。」との理由により補正するよう求めます。

補正の求めに対しては、出願人名義変更届及び証明書類（譲渡証書等）を提出するとともに、「国際段階に譲渡が行われたにもかかわらず、その手続がされない状態で国内書面提出後に手続するものである。」旨を記載した上申書を提出します。

(1) 出願人名義変更届の様式

出願人名義変更届は、特許法施行規則様式第18により作成します。 (特施12)

(2) 手数料

特定承継に係る出願人名義変更届は、手数料4,200円が必要です。

一般承継の場合は、手数料は不要です。 (手数料令1(1)③)

(3) 必要な証明書類

① 特定承継の承継人であることを証明する書面

a 国内出願番号又は国際出願番号によって承継する発明を特定します。

b 承継の事実を記載します。

(i) 特許を受ける権利の譲渡又は持分の放棄等を明確に表示します。

(注) 一部譲渡・持分譲渡・持分放棄などを明確にしてください。

(ii) 契約日等原因の年月日を記載します。

(iii) 譲渡人の住所(居所)、氏名(名称)(法人の場合は代表者)を記載し、実印を押印します(日本人以外の場合は押印に代えて署名をします。実印及び署名には、必要に応じて、本人確認に係る証明等が必要です※)。

(iv) 譲受人の住所(居所)、氏名(名称)を記載します。

c 出願が共有に係る場合の持分譲渡については、他の共有者の同意書が必要です。

(特33(3))

② 一般承継の承継人であることを証明する書面

a 相続による承継

(i) 日本人の場合には、被相続人及び法定相続人全員の戸籍謄本及び住民票を提出します。また、遺産分割協議を行っている場合には、実印を押印した遺産分割協議書と印鑑証明書※も提出します。

(ii) 外国人の場合には、公証人等により被承継人の死亡の事実・相続人であることを証明する書面を提出します。

b 合併による承継

(i) 国内法人の場合には、承継人の登記事項証明書により証明します。なお、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。

(ii) 外国法人の場合には、承継人及び被承継人の住所(居所)・名称並びに承継した日(合併の効力が発生した日)を証明する書面(公証人等により証明されたもの)を提出します。

(出願人名義変更届の記載例)

【書類名】	出願人名義変更届	
(【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)	
【あて先】	特許庁長官	殿
【事件の表示】		
【出願番号】	特願 2 0 〇 〇 - 5 1 2 3 4 5	
【承継人】		
【識別番号】	3 0 0 0 0 3 3 3 3	
【氏名又は名称】	国際株式会社	
【承継人代理人】		
【識別番号】	1 0 0 0 0 1 2 3 4	
【弁理士】		
【氏名又は名称】	国際 太郎	
【手数料の表示】		
【予納台帳番号】	〇〇〇〇〇〇	
【納付金額】	4 2 0 0	
【提出物件の目録】		
【物件名】	権利の承継を証明する書面	1
【物件名】	代理権を証明する書面	1

特許法施行規則第 1 2 条（様式 1 8）により作成してください。

(注) 手続補足書により「権利の承継を証明する書面」、「代理権を証明する書面」を提出する場合は、【提出物件の目録】の欄以下の記載は不要です。

(注) 手続補足書及び添付する「権利の承継を証明する書面」又は「代理権を証明する書面」は、電子特殊申請により提出することができます。

(※) 実印の本人確認は、令和 7 年 4 月 1 日から手続を行う代理人（代理人によらない手続の場合は、手続者本人）の宣誓により印鑑証明書を省略することができます。詳細は、特許庁ホームページ「特許庁関係手続における押印の見直しについて（<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaoshi.html>）」を参照してください。

9. 出願の放棄又は取下げの手續

出願人は、出願をしてから事件が特許庁に係属している間、出願の放棄又は取下げをすることができます。共同出願の場合は、全員で手續しなければなりません。（特14）

また、出願人は、その出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願の放棄又は取下げをすることができます。（特38の5）

（出願放棄書の記載例）

【書類名】	出願放棄書
（【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願20〇〇-512345
【特許出願人】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎

特許法施行規則第28条の2（様式38）により作成してください。

（注）代理人が手續を行う場合は、特別授權が必要です。（特9）

なお、出願人が在外者の場合は、特許法第8条第2項ただし書で代理権の範囲が制限できることとなっていますが、委任状の提出がない場合はその確認ができないため、出願人の保護の観点から特許法施行規則第4条の3第4項の規定に基づきその代理権の証明を求めることとしています。手續補足書及び添付する「代理権を証明する書面」は、電子特殊申請により提出することができます。

（出願取下書の記載例）

【書類名】	出願取下書
（【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願20〇〇-512345
【特許出願人】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎

特許法施行規則第28条の3（様式40）により作成してください。

（注）代理人が手続を行う場合は、特別授權が必要です。 （特9）

なお、出願人が在外者の場合は、特許法第8条第2項ただし書で代理権の範囲が制限できることとなっていますが、委任状の提出がない場合はその確認ができないため、出願人の保護の観点から特許法施行規則第4条の3第4項の規定に基づきその代理権の証明を求めることとしています。手続補足書及び添付する「代理権を証明する書面」は、電子特殊申請により提出することができます。

10. 新規性喪失の例外の適用を受けるための手続

新規性喪失の日から1年以内に国際出願をしている国際特許出願について、特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする場合には、出願人は、国内処理基準時の属する日後30日以内（特施38の6の3）に「新規性喪失の例外適用申請書」及びその事実を証明する書面を「新規性の喪失の例外証明書提出書」（特184の14、規51の2.1(a)(v)）により特許庁長官に提出しなければなりません。

ただし、国際段階において、「不利にならない開示又は新規性の喪失の例外に関する申立て」（規4.17(v)、規26の3.1）がなされている場合は、「新規性喪失の例外適用申請書」の提出を省略することができます。

詳細は、特許庁ホームページ → 「制度・手続」の「法令・基準」→ 「基準・便覧・ガイドライン」「特許・実用新案」→ 「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について（https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/hatumei_reigai.html）」を参照してください。

新規性喪失の例外適用申請書は、特許法施行規則様式第54の2により作成します。

（特184の14、特施38の6の4）

（新規性喪失の例外適用申請書の記載例）

【書類名】 新規性喪失の例外適用申請書

【特記事項】 特許法第184条の14の規定により特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願

（【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【国際出願番号】 PCT/J P 20〇〇/012345

【出願の区分】 特許

【特許出願人】

【識別番号】 300005555

【氏名又は名称】 株式会社 経産製作所

【代理人】

【識別番号】 100001234

【弁理士】

【氏名又は名称】 国際 太郎

（注）新規性喪失の例外適用申請書はオンラインによる提出ができます。

新規性の喪失の例外証明書提出書は、特許法施行規則様式第34により作成します。

(特184の14、特施27の3の2)

(新規性の喪失の例外証明書提出書の記載例)

【書類名】	新規性の喪失の例外証明書提出書
(【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	(注1)
【国際出願番号】	PCT/J P 20〇〇/012345
【出願の区分】	特許
【提出者】	
【識別番号】	300005555
【氏名又は名称】	株式会社 経産製作所
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【刊行物等】	(注2)
【提出物件の目録】	
【物件名】	発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 1
(【援用の表示】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇に係る令和〇年〇月〇日提出の新規性の喪失の例外証明書提出書に添付のものを援用する。)(注3)

(注1) 国内出願番号が通知されている場合は、【事件の表示】に【出願番号】の欄を設けて、「特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇〇」のように記載してください。この場合、【国際出願番号】及び【出願の区分】の欄は不要です。

(注2) 【刊行物等】の欄には、新規性喪失の例外の適用を受けようとする場合において、発明が特許法第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った事由に関する情報（例えば、試験を行ったときは、試験を行った日、場所等、刊行物に発表したときは、発行者名、刊行物名、巻数、号数、発行年月日等、電気通信回線を通じて発表したときは、掲載年月日、掲載アドレス等、集会において発表したときは、集会名、開催日等、博覧会に出品したときは、博覧会名、開催日等）を記載します。

(注3) 優先権主張の基礎となる国内出願番号等で既に証明書が提出されており、内容に変更がなければ、援用の表示をすることにより証明書の添付を省略できます。

(注4) 「新規性の喪失の例外証明書提出書」及び添付する証明書は、書面で提出するほか、電子特殊申請により提出することができます。

11. 優先権書類の提出

国際段階でパリ条約による優先権の主張をした出願で、所定の期間内（規 17.1 (a)）に優先権書類を提出しなかった場合でも、指定国段階において出願人は、国内書面提出期間が満了する時の属する日後 2 月以内に限り優先権証明書を書面で提出することができます（DAS を利用した優先権書類の電子的交換はできません）。

（特施 38 の 14 (1)、規 17.1 (c)）

（優先権証明書提出書の記載例）

【書類名】	優先権証明書提出書
（【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	（注 1）
【国際出願番号】	PCT/US20〇〇/012345
【出願の区分】	特許
【提出者】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【最初の出願の表示】	
【国名】	アメリカ合衆国
【出願日】	20〇〇年〇〇月〇〇日
【出願番号】	01/683100
【提出物件の目録】	
【物件名】	優先権証明書 1

特許法施行規則第 38 条の 14 第 2 項（様式 36）により作成してください。

（注 1）国内出願番号が通知されている場合は、【事件の表示】の【国際出願番号】の欄を【出願番号】とし、「特願 20〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように国内出願番号を記載してください。この場合、【出願の区分】の欄は不要です。

（注 2）優先権証明書の写しを提出する場合は、優先権証明書提出書の添付物件として電子特殊申請により提出することができます。

（注 3）優先権証明書の写しについては、パリ条約同盟国の知的財産庁（第一国政府）が発行した優先権証明書の写しであれば、第一国政府が書面で発行した優先権証明書を PDF 形式に電子化したもの、第一国政府が電子的に提供した優先権証明書（PDF 形式（第一国政府が PDF 形式以外の形式で電子的に提供した優先権証明書を、出願人の手元で PDF 形式に変換したものを含む。）、国際段階で提出した優先権書類（DAS 交換により取得したものを含む。）をパテントスコープから出力した PDF 形式のものを含みます。

12. 微生物の寄託に関する証明書の提出

微生物に係る発明について、国際特許出願をした者は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその微生物を容易に入手することができる場合を除き、その微生物の寄託について特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約第2条(viii) 国際寄託当局の交付する条約に基づく規則第7規則受託証のうち最新のものの写し又は特許庁長官の指定する機関にその微生物を寄託したことを証明する書面を国内書面(オンライン手続の場合は手続補足書)に添付して提出しなければなりません。

(特施38の13(1)で読み替えられた特施27の2(1))

なお、手続補足書及び添付する「受託証の写し」又は「微生物を寄託したことを証明する書面」は、書面で提出するほか、電子特殊申請により提出することができます。